

10節 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り（E P - T）

18.10.1
適用範囲

この節は、屋内のコンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等の合成樹脂エマルジョン模様塗料塗りに適用する。

18.10.2
コンクリート面、
モルタル面、
プラスター面、
せっこうボード面等
合成樹脂
エマルジョン
模様塗料塗り

コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗りは表18.10.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

表18.10.1 コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面等合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り

工 程	種 別		塗 料 そ の 他			S K K 該 当 製 品	* 塗 付 け 量 (kg/m ²)
	A 種	B 種	規格番号	規 格 名 称 等	種 類		
素地ごしらえ	(注) 1 ○		18.2.5, 18.2.6又は18.2.7による。			—	—
1 下 塗 り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン シーラー	—	バイオファインシーラー★	0.07
2 中 塗 り	○	○	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン ペイント	1種	バイオファイン艶消し★	0.10
3 上 塗 り	○	○	JIS K 5668	合成樹脂エマルジョン 模様塗料	2種	(レナコート★)	0.60
4 仕上げ塗り	○	—	JIS K 5663	合成樹脂エマルジョン ペイント	1種	バイオファイン艶消し★	0.14

※()の製品は、JIS表示申請は行っていないが、社内規格にもとづきJIS相当品と判断しているもの。

(注) 1. 素地ごしらえの種別は、塗料その他の欄による。

2. 押出成形セメント板面の素地ごしらえは、表18.2.6によるB種とする。

3. 仕上げ塗りには「サニービルドEX★」も使用できる。

4. ★印はホルムアルデヒド放散等級：F☆☆☆☆表示製品。

*「塗付量」とは、被塗面単位面積当たりの塗装材料の「塗着重量」、即ち、基材の上に「実際に塗着している塗装材料の重量」のことであり、「塗装材料のロス」を含む被塗面単位面積当たりの「塗装材料の使用重量」である「所要量」とは意味合いが異なります。通常「所要量」>「塗付量」となりますのでご注意ください。